

平成20年度税制改正要望事項

平成19年10月

指定都市市長会

1 償却資産にかかる固定資産評価方法の堅持

固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目し、資産価値に応じて課される税であるので、資産が使用されている限り一定の価値が存することや大規模な償却資産が立地する市町村に多大な影響を与えることを十分に考慮し、償却資産にかかる現行の評価方法を堅持されたい。

2 固定資産税等の優先徴収制度の創設

固定資産税・都市計画税の安定確保及び税負担の公平の観点から、課税対象不動産について滞納処分による差押えや競売等の手続が開始された場合に、手続開始後の固定資産税・都市計画税をその換価代金から優先的に徴収する制度を創設されたい。

(背景)

固定資産税・都市計画税は、固定資産の所有者に課税されるものですが、課税対象不動産について不動産の価額を上回る抵当権等が設定され、納税よりも抵当権者等への返済が優先される事態が生じています。

その結果、毎年課税される固定資産税・都市計画税の滞納が累増しています。

現行制度では、新たに課税される固定資産税・都市計画税は、常に課税対象不動産に設定された抵当権等に劣後することから、当該不動産について滞納処分を進めることができず、また競売等の強制換価手続からも徴収することができません。

適法に課税された固定資産税・都市計画税が、制度上徴収できないこ

とは、市町村の基幹税目である固定資産税・都市計画税の安定確保や税負担の公平の観点から、著しく不合理です。

そこで、上のとおり固定資産税・都市計画税の徴収制度の改善を要望します。

3 個人住民税に係る住宅借入金等特別税額控除制度の創設に伴い地方に生じる減収額の補填方法などの早期明示

住宅借入金等特別税額控除制度の減収補填の方法などの詳細を早期に明らかにされたい。

減収額については、全額国費で確実に補填されたい。

(背景)

税源移譲の実施に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度が創設されました。この制度による減収額は、全額国費で補填するとされていますが、減収額の補填の方法などの詳細がいまだ明らかになっておりません。このため、上のとおり要望します。

4 税源移譲に伴う年度間の所得変動に係る経過措置によって地方に生じる負担額の補填

年度間の所得変動に係る経過措置に伴う地方の負担の実額を、全額国費で確実に補填する措置を講じられたい。

(背景)

税源移譲の実施に伴い、所得の減少等により平成19年分の所得税が課税となくなってきた方について、平成19年度分の個人住民税を税源移譲前の方法により算出した額に減額し、その差額を還付する経過措置が設けられています。この措置により、平成20年度に多額の還付金が発生し、地方への実質的な税源移譲額が不足することとなります。このため、上のとおり要望します。

5 公的年金等受給者にかかる個人住民税の特別徴収制度の早期導入

公的年金等受給者の納税の利便性向上並びに効率的かつ確実な税收確保を図るため、今後増大する公的年金等受給者にかかる個人住民税については、社会保険庁等を特別徴収義務者とする特別徴収制度を早期に導入されたい。

6 国税資料等の提供について

個人住民税の当初課税処理における事務の効率化に向けて、所得税確定申告書及び配当・報酬等の資料一覧表等について、資料の早期提供並びに電磁的記録媒体等による提供を早急に国税庁と協議されたい。

また、厚生年金等受給者に係る公的年金等支払報告書についても、電磁的記録媒体等により提出されるよう、早急に社会保険庁と協議されたい。